

# 生活困窮者就労支援保険のご案内

この保険は、ボランティア行事用保険の規定を準用するものとしますが、一部、本制度独自の規定があります。

## 1. 保険の加入対象者 (ご加入いただける方)

社会福祉協議会およびボランティア活動推進団体、ボランティアグループ、NPO法人等の常にボランティア活動を推進している民間団体であり、就労訓練事業または就労準備支援事業(「自立相談支援事業」において、就労支援員によるプランに基づくボランティア活動や、就労体験プログラムへの参加などの就労準備に向けた活動を含む。以下、「就労準備支援事業等」)を実施する団体に限ります。

### 【営利法人が事業の実施主体である場合】

営利法人が申請者としてご加入いただくことはできません。ただし、就労準備支援事業については、委託者である行政(自治体)が申請者になる場合には補償対象とします。

※行政(自治体)の加入になりますが、社協の共催、後援、協力などは不要とします。

## 2. 被保険者 (保険の補償を受けられる方)

傷害補償 … 就労訓練事業または就労準備支援事業等の利用者

賠償補償 … 就労訓練事業または就労準備支援事業等の実施主体となる法人、団体、自治体

## 3. 対象となる活動

- 都道府県知事に認定された就労訓練事業所が実施する「就労訓練事業」において、利用者個々の就労支援プログラムに位置付けられた活動
- 自治体より委託された「就労準備支援事業等」において、利用者個々の就労準備支援プログラムに位置付けられた活動

### 本制度の対象外となる事業内容

■電動工具を使用する草刈り(除草)作業、草刈り、枝払い ■野焼き、山焼き ■防犯・防火パトロール(見守り等軽微な活動を除く) ■やぐらの組立・解体 ■違法看板の撤去作業 ■工事現場の見学、建設機械の試乗・操作 ■廃品回収(清掃活動は除く) ■植林 ■雪下ろし

## 4. 補償期間(保険期間)

補償期間:活動期間(加入手続き完了日の翌日午前0時以降の活動開始日から補償されます。)

保険期間:2023年4月1日～2024年3月31日

## 5. 保険料

### 宿泊を伴わない事業の場合

「ボランティア行事用保険」の加入要件と同じです。1名からご加入いただけます。「ボランティア行事用保険」の加入要件である最低加入人数(20名)は適用しません。

保険料は、「ボランティア行事用保険」のA行事を準用し、1日1名30円とします。

ただし、B行事に該当する活動は1日1名128円、C行事に該当する活動は1日1名251円とします。

### 合宿形式など宿泊を伴う事業の場合

1名からご加入いただけます。

区分	1泊2日 (2日間)	2泊3日 (3日間)	3泊4日 (4日間)	4泊5日 (5日間)	5泊6日 (6日間)	6泊7日 (7日間)
保険料 (1名につき)	223円	273円	279円	331円	337円	343円

## 6. 補償内容と保険金額、支払限度額

		お支払する金額		保険金をお支払いする場合
ケガの補償 注1	本人の事故	死亡保険金	330万円	事故によるケガのため、その事故の結果として事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。(注2)
		後遺障害保険金	330万円 (限度額)	事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4~100%をお支払いします。(注2)
		入院保険金日額 (1日につき)	3,300円	事故によるケガのため、病院または診療所に入院(入院に準ずる状態を含みます。)された場合に、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院した日数に対し、入院保険金日額をお支払いします。
		手術保険金		入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のために、事故発生日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術をうけられた場合に、入院中に受けた手術は入院保険金日額×10、入院中以外の手術は入院保険金日額×5の額をお支払いします。ただし、1事故につき事故発生日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。
		通院保険金日額 (1日につき)	2,200円	事故によるケガのため、通院(医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、治療を受けることをいいます。また、往診を含みます。)された場合に、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院した日通に対し、90日を限度として通院保険金日額をお支払いします。
賠償責任の補償 注4	対人の事故	1名・1事故	2億円 (限度額)	第三者の身体・生命を害し法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。(1回の事故で被害者が多数いるときは1事故を適用します。)(注3)
	対物の事故	1事故	1,000万円 (限度額)	第三者の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。(注3)

(ご注意)「ケガ」とは急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。なお傷害には有毒ガスまたは有害物質による急性中毒を含みます。

(注1) 傷害事故の保険金は、健康保険・労災保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

(注2) 保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

(注3) 免責金額(自己負担金)は対人・対物事故ともありません。

(注4) お支払いする保険金の種類は以下のとおりです。

◎損害賠償金	損害賠償請求権者(被害者)に対して支払う損害賠償金。賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
◎損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
◎請求権の保全または行使の手続き費用	他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
◎緊急措置費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手続きを講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合は、被保険者がその手段を講じたことによって要した費用のうち、被害者のために支出した応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用およびあらかじめ弊社の同意を得て支出した費用
◎訴訟費用	弊社の承認を得て支出した、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に関する費用
◎協力義務費用	弊社が必要と認め、被保険者に代わり損害賠償の解決に当たる場合において、被保険者が、弊社の求めに応じ、その遂行について弊社に協力するために支出した費用

※損害防止費用等については、結果的に損害賠償責任が発生しない場合でもお支払いします。

### ※本制度の契約形態

本制度は、就労訓練事業または就労準備支援事業等を実施する団体を被保険者として愛知県社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

## 7. 保険金を支払う主な例

### <就労訓練事業>

- ・就労訓練の参加者が自転車に向かう途中、転倒してケガをした。
- ・就労訓練からの帰り道、参加者が自転車事故に巻き込まれてケガをした。
- ・就労訓練中に、参加者が施設内の階段を踏み外して転倒し、ケガをした。
- ・介護施設での就労訓練中、参加者が高齢者を抱きかかえた際に、誤って落としてケガをさせてしまい、実施主体である介護施設が賠償責任を負った。

### <就労準備支援事業>

- ・就労準備支援事業に参加者が向かう途中、駅の階段を踏み外して転落しケガをした。
- ・就労準備支援事業で農業体験中、鎌で誤って指を切ってしまった。
- ・パソコンを借りて就労準備支援事業を実施した際、事業参加者が誤って水をこぼしてパソコンを壊してしまい、実施主体である団体が修理費などの損害賠償を負った。  
(ハードの物理的損壊の修理が対象となり、データなどソフトの損害は対象外)
- ・就労準備支援事業で商店街の清掃活動中に、ホウキの柄を看板にぶつけ壊してしまい、実施主体である法人が損害賠償責任を負った。

## 8. 保険金をお支払いできない主な場合

### ■傷害部分

①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行為、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑨自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興業(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教的・思想的な主義、主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

### ■賠償責任部分

①故意 ②航空機、自動車または施設外における船、車両(自動車および原動力がもつばら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下ろし作業を除きます。)に起因する賠償責任 ③施設や昇降機の新築、改築、修理、取り壊しその他の工事 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ⑥医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任 ⑦被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑧原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任 ⑨福祉用具貸与に関して他事業者(リース、レンタル業者)等から供給を受けている場合に、その用具に与えた損害に起因する賠償責任 ⑩受託物の自然の消耗、かし、ネズミ喰い、虫喰いなどに起因する賠償責任 ⑪受託物が利用者・第三者(受託物の所有者)に引き渡された日から30日以後に発見された損害に起因する賠償責任 ⑫法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為による損害 ⑬被保険者が他人に損害を与えることを予見して行った行為による損害 ⑭排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑮被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑯石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任 ⑰汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任 ⑱修理または加工に起因する賠償責任 ⑲屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

など

## 9. 加入手続き

「ボランティア行事用保険申請書」(所定用紙)と同じ申請書を使用し、通常の「ボランティア行事用保険」と同様に加入の申請の受付をします。

### 【事務手続き上の注意点】

・通常の「ボランティア行事用保険」とは異なり、以下の手続きがない場合、市区町村社協で加入手続きが完了している場合でも、保険が成立せず、補償が受けられない場合がありますのでご注意ください。

※保険が成立しない場合は、取り消し(保険料の返れい)手続きをさせていただく場合があります。

①申請書の行事名欄に、「就労支援」と必ず明記してください。

※明記いただけないと、事業参加者が1日20名に満たない場合に、1日あたりの最低加入人数要件未充足として、保険が成立しない場合があります。

②プログラム(※1)及び活動の詳細が特定できる資料(※2)を申請書提出時に必ず添付してください。

※1 就労訓練事業における「就労支援プログラム」、就労準備支援事業における「就労準備支援プログラム」、自立相談支援事業における「自立支援計画(プラン)」等をいいます。

※2 活動の詳細(いつ・どこで・誰が・何をするのか)が分かる資料のことを指します。

## 10. 変更手続き

予定していた就労支援日が延期となった場合、活動の詳細が特定できる資料を更新(延期後の就労支援日が分かるように)し、お申し込み手続きをした市区町村社会福祉協議会にご連絡ください。

## 11. 事故が起きたら

すみやかに、**加入手続きを行った社会福祉協議会**に、事故日、事故場所、事故内容等を必ず連絡してください。

※すみやかにご連絡いただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。また、賠償事故の場合、示談に際して三井住友海上火災海上保険株式会社の承認が必要ですので、必ず事前にご連絡ください。三井住友海上火災海上保険株式会社の承認なしに示談された場合には、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

事故報告後の流れは、「ボランティア行事用保険」に同じです。

## 【申請書の記載例】

### 1. 申請書

行事区分	行事内容	実施予定日	行事名・開催場所・内容	参加予定 人数	1名当たり 保険料	合計 保険料
日帰行事	A行事	●月 ●日 ●日間	行事名 <b>就 労 支 援</b> 開催場所 内容	人 <b>延べ30</b>	円 <b>30</b>	円 <b>900</b>
	B行事					
	C行事					
宿泊行事		月 日 ～ 月 日	[ ]			

- ・実施予定日には、開始日と、開始を含めて何日間のプログラム(または計画、プラン等)かをご記入ください。
- ・行事名には、就労訓練、就労準備支援、自立相談支援などの事業の総称として「就労支援」とご記入ください。
- ・参加予定人数には、該当するプログラム(または計画、プラン等)の延人数をご記入ください。

## 【実際の事例に基づく申請書の記載例】

- ・1か月間の就労支援プログラムに1人が参加する場合
- ・就労支援プログラムの日程:4月1日、6日、8日、13日、15日、20日、22日、27日
- ・参加人数:1人

行事区分	行事内容	実施予定日	行事名・開催場所・内容	参加予定 人数	1名当たり 保険料	合計 保険料
日帰行事	A行事	4月 1日 8日間	行事名 <b>就 労 支 援</b> 開催場所 内容	人 <b>延べ 8</b>	円 <b>30</b>	円 <b>240</b>
	B行事					
	C行事					
宿泊行事		月 日 ～ 月 日	[ ]			

- このパンフレットは、保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、下記取扱代理店または三井住友海上火災海上保険株式会社にお問い合わせください。
- 「ボランティア行事用保険」契約は、普通傷害保険・行事参加者の傷害危険補償特約(宿泊を伴わない1日行事)・国内旅行傷害保険(宿泊を伴う行事)・賠償責任保険(企業用)・施設所有管理者特約、生産物特約、受託者特約(共通)で構成されています。  
保険金の代理請求人制度について
- ケガの補償に関し、被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内の親族の方が、代理請求人として保険金を請求することができる場合がありますので、代理請求人となり得る方にはその旨をあらかじめお伝えください。

〒461-0011  
名古屋市東区白壁1丁目50番地 愛知県社会福祉会館内

**社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 総務部**

TEL 052-212-5500(代表) FAX 052-212-5501

■申請は下記の市区町村社会福祉協議会まで

■取扱代理店  
〒460-0008  
名古屋市中区栄2丁目2番31号 ニュープラスビル7階  
**株式会社ニュータス(愛知県社会福祉協議会 指定代理店)**  
TEL 0120-258-517 FAX 052-204-8988  
MAIL aishakyo@newtus.com

■引受保険会社  
〒460-8635  
名古屋市中区錦1-2-1 三井住友海上名古屋ビル  
**三井住友海上火災保険株式会社 愛知支店 愛知第一支社**  
TEL 052-223-4172 FAX 052-223-4170